

※相談者の了承が得られた部分のみを公開しています。

# 調査報告書

(母親の高齢者グループホーム利用料捻出について)

令和 5年 4 月 2 日

提出先 ████████ 様

提出者 ふたつ社会保障制度調査事務所

標記の件につき下記の通りご報告いたします。

## 調査の趣旨

令和5年4月2日、██████様よりメールにて依頼を承りました。相談内容はお母様(86)が高齢者グループホームを利用しているが、利用料の捻出が困難なため負担軽減の方法がないか、という趣旨でした。毎月の施設利用料と介護保険の自己負担分を合わせると約13万円。現在は、お母様の国民年金約6万円/月と不足分を██████様、妹様、弟様の三人で支払っています。世帯を分ける手続きを取られ、特定入所者介護サービス費の申請をされています。

## 調査方法

期間:令和5年4月24日～4月28日

過程: ████████福祉課高齢福祉係 → ████████福祉部高年介護課 → グループホーム「あじさい」(当事務所協力施設) → ████████福祉課障害福祉係

方法:電話及び訪問

## 調査結果概要

介護保険の自己負担分やグループホームの利用料の減額は難しいと判断し、各種手当の受給という観点から調査を行いました。経済的メリットと利用できる可能性を勘案した結果、優先度の一番高い制度及びサービスは「特別障害者手当」でした。当該手当は介護保険を利用されている高齢者の方も申請ができます。重度の障害(認知症の症状含む、介護度4～5程度)をお持ちの方を対象としています。



## 申請に必要なもの

### 福祉課障害福祉係にあるもの

- ・認定請求書 ・所得状況届 ・口座振替申込書 以上三点を窓口にて記載してください。
- ・特別障害者手当認定診断書(精神障害者用)の様式を受取りかかりつけ医に記載してもらおう。

※診断書の作成は、かかりつけ医の [ ] 医院 [ ] 先生に依頼をしてください。

文書料として3,000円～6,000円程度の費用がかかります。

### [ ] 様をご用意するもの

- ・年金支給状況のわかるもの(支払通知はがき、年金証書など)
- ・お母様名義の口座番号のわかるもの(通帳、キャッシュカード)

## 気を付けること

・窓口にて「高齢者は特別障害者手当の申請はできません」と言われることがあります。お母様が申請の要件を満たしていることは調査のうえ [ ] 福祉課障害福祉係に確認済みです。窓口でそうした対応を取られた場合は再度確認をしてもらってください。

- ・特別障害者手当認定診断書の記載について

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

## 所感

お母様の年齢や生活状況を鑑み「高齢者」「介護保険」という観点から調査を始めました。結果的に障害者の手当の中に申請が可能なものがありました。社会保障制度については制度が作られた意図と私たちの解釈が一致しないことがあります。「母親は障害者ではないのに・・・」という思いもあるかもしれませんが、今回の制度の申請要件を満たしたということは特別障害者手当はお母様のような方のために作られた制度です。今後もお困りの際には弊所でサポートができることがあるかもしれません。お気軽にご相談ください。